

五條市ネーミングライツ事業実施要綱

令和6年9月27日

告示第168号

令和8年6月3日

告示第83号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「ネーミングライツ」とは、本市の施設、イベント等(以下「施設等」という。)に愛称を付与する権利をいう。

(2)「ネーミングライツ事業」とは、契約により本市が法人その他の団体(以下「事業者」という。)に対しネーミングライツを設定し、その対価を得る事業をいう。

(3)「ネーミングライツパートナー」とは、本市とネーミングライツ事業の契約をした事業者をいう。

(4)「ネーミングライツ料」とは、第2号に規定する対価をいう。

(ネーミングライツパートナーの要件)

第3条 業種又は事業者が五條市広告掲載基準(平成20年1月五條市告示第2号)第2条の規定に該当する場合は、ネーミングライツパートナーの対象としない。

(愛称の表記)

第4条 五條市広告掲載要綱(平成20年1月五條市告示第1号)第3条及び五條市広告掲載基準第3条の規定は、ネーミングライツ事業に係る愛称の表記について準用する。

(公募)

第5条 ネーミングライツ事業は、施設等ごとに募集方法、ネーミングライツ料、ネーミングライツパートナーの選定方法その他必要な事項を定めて、原則として、公募により実施するものとする。ただし、市長が公募によることが適当でないと判断する施設等については、公募によらないことができる。

2 ネーミングライツパートナー及び愛称の選定は、五條市広告審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の五條市ネーミングライツ事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施するネーミングライツ事業について適用し、改正前の五條市ネーミングライツ事業実施要綱第6条の規定により提案のあったネーミングライツ事業については、なお従前の例による。